

令和2年度第9回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和3年2月22日(月) 10時開会 11時24分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 17名／21名 (出席者は別紙名簿のとおり)

(2) 鳥取県経営支援課 〃
 農業会議 倉益、漆原、山根、岡田、中嶋

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (倉益)	<p>(午前10時) 定刻になりましたので、ただ今より令和2年度第9回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿の21名中、17名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 それでは、小林会長に挨拶をお願いします。</p>
2 挨 拶 小林会長	<p>(要旨) おはようございます。本日、第9回常設審議員会を開催致しました所、関係各位にはご多用のところ出席を頂き厚く御礼を申し上げます。 さて、毎回のように話しておりますけれども、去年は新型コロナウイルスに明け暮れた年ではなかったかと思えます。緊急事態宣言も発令された地域もありますが、ワクチン接種も始まるということで、明るい兆しが見えてきたようではありますが、まだまだ予断を許さない状況ではないでしょうか。 さて、農業委員会法改正5年後見直しということで、我々組織がどのようになるのか注視すべき重要なことでもあります。こういった中、農業委員会を取り巻く情勢は、規制改革会議での制度見直しの議論、また国家戦略特区諮問会議での一般企業の農地取得、さらに農地法第3条の市町村長への権限移管といった議論であります。また、新たな農地利用の最適化への取り組み、最適化の強化ということが言われておるようでございます。その一つは、農業委員、農地利用最適化推進委員一人一人の活動の見える化をということが推進されており、もう一つは農地情報公開システムの利用促進の徹底ということとで、来年度からタブレットの活用も推進され、農業委員会での総会等に活用されるとのこととあります。そして、農地利用の最適化については3つの取り組みがあったわけですが、今まで、利用状況調査、意向調査、あるいは話し合いということでしたが、今後は農地中間管理機構へのマッチングをやっていくことが重要となることとあります。このようなことが議論されており、農業委員会制度そのものの改革が進められるのか、注視していかなければならないと考えております。 なお、本日の常設審議委員会は、審議案件はございませんが、報</p>

	<p>告事項 1 件、協議事項 2 件とそのほか情報提供ということで進めさせていただきたいと思ひます。 皆様には十分な協議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。 よろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局 (倉益)</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、以降、農業会議定款第 4 4 条、運営規程第 4 条第 3 項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 小林議長</p>	<p>それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。 (異議なし) それでは、濱田委員(鳥取市農業委員会会長)、山本委員(三朝町農業委員会会長)の兩名を指名いたします。</p>
<p>4 報告事項 小林議長</p> <p>県経営支援課 [REDACTED]</p> <p>小林議長</p>	<p>日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願ひます。 ([REDACTED] が資料 1 により説明) 皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 ご質問、意見がございませんか。 (質問・意見なし)</p>
<p>5 議 事 小林議長</p> <p>事務局 (倉益)</p> <p>県経営支援課 [REDACTED]</p> <p>小林議長</p> <p>恩田副会長</p>	<p>議事に入ります。 今月は、転用事案がございませんので、協議事項のまず(1)太陽光発電設備の農地転用について説明下さい。 県経営支援課井上補佐より説明いただきます。 (別紙資料により説明) 県からの説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 ただ今、説明いただきましたが、この太陽光発電設備については、経済産業省の計画認定と農地法の併せ許可だと思っております。その中で、経済産業省の手続きでは、被害防除について全く何もないと見て取れる。これについては書類審査でなされるのか、お伺ひしたい。</p>

県経営支援課
井上補佐

質問ありがとうございます。経済産業省については県内に出先機関がございません。広島にしか国の出先機関がございませんので、どちらかという書類によってチェックが入っている。先程申し上げた基準をチェックして審査しているということで、残念ながら現地を確認するということはないと思います。後々、法律違反行為があった場合、本人への聴聞等ございますので、この際には現地確認もあろうかと思えます。農地法はその範囲内でしっかり見ていただくということかと思えます。

恩田副会長

単刀直入に言わせていただくと、経済産業省は被害防除をデスクワーク書類審査だけということで不十分だと思う。そこで、被害防除の観点から阻止できるのは農地法のみと思うわけですが、今後、我々が審査する上で、はっきりと教えて欲しい。

県経営支援課
[REDACTED]

先程、県の問い合わせ先をお知らせしたと思えます。資料の5ページからになります。それぞれ部署が違いますから、それにより農地であるのか、農地以外なのかも含め、許認可については部署が多岐にわたると思えます。それぞれの部署で検討があり、合わせ技で太陽光が問題がないか審査することになろうかと思えます。

恩田副会長

しつこいようですが、資料2ページの(4)環境配慮のガイドラインの中に、※農地法の転用許可における許可要件には該当しません、とある。ということは、環境省は農地法は関係ないんだということ。ここはどういうことか、教えていただきたい。

県経営支援課
[REDACTED]

環境省が定めているガイドラインがすべて農地法とリンクしているわけではなく、環境省のガイドラインがすべてオクケーでない農地法の許可はでないというわけではないということです。農地法で定めている基準をチェックし判断するということをお示ししているものでございます。

小林議長

他にご質問、ご意見はございませんか。

松村委員
(鳥取大学)

先程の質問にも関わると思いますが教えて下さい。1ページ目の3で事業認定の流れがあるが、全ての要件をどうクリアしたのか、どこでどう判断されるのか、どういう手続きになっているのか、これについて教えていただけますでしょうか。

県経営支援課
[REDACTED]

基本的に全部チェックするのは経済産業省だと思います。ただ、個別の法令、例えば農地法など、それぞれの担当部署でやるということになるので、全体トータルとしてオクケーになっているかを確認できる場所は、仰るとおり無いのかなと思えます。ただ、農地法は他法令で違反があると許可できないことになっています。

松村委員
(鳥取大学)

2ページにもありますが、農業委員会はどこまで、どこを根拠に判断するのかということが、先程の話だと各法令の許認可を確認するところがないということだと、こういった指導が農業委員会からやりづらいのかなと思えます。そういった体制づくりをこれから検討されるんでしょうね。

県経営支援課

まず、2ページの参考についてですが、これについては、農地法違反があった場合は、経済産業省に通知することになります。

全体のグリップの話については、国でこの事業を所管するという
ことで、県では動きにくい状況があります。国へ現場の状況を踏ま
え要望していくことになろうかと思えます。必要に応じて要望して
いるということに関係課から聞いているところでございます。

小林議長

他にご質問、ご意見はございませんか。

伊藤委員
(担い手育成機構)

今日のこの資料は何を目的にされているのか、確認させて下さい。

県経営支援課

太陽光発電設備について、特に住民の方からいろんな面で農業委
員会に対して苦情等が出ているということがあっていいると思えます。
その中で農業委員会だけではいろいろなことを解決できないという
ことを、皆さんに知っていただいて、関係者と連携していきながら、
事業推進あるいは規制をしていただきたいという思いがあり、全体
の流れをお示しした方が良いのかなと思ひまして、今回、経済産業
省、他法令の関係をお示しさせていただいたというものでございま
す。

伊藤委員
(担い手育成機構)

という趣旨であれば、この資料では分からないと思ひます。皆さ
んは分かったかもしれませんが。私が見て、この資料は何の意味が
あるのかなと思ひてしまいました。というのは、事業計画の認定の
手続きだけが書いてある。この事業認定のガイドラインというもの
がどういうものであって、どういう流れで、どういう資料が必要で、
いつまでにどうなのか、最終的に農地転用の申請が上がるのがいつ
ごろなのか、というのが分からない。全体としてこの資料はあまり
に端折り過ぎていると思ひます。この流れで行くと、事業計画が認
定されてから農地転用の許可が下りるんですね。事業計画認定が下
りる前に農地転用の申請があった時にどうなるのか。皆さんの心配
は、すべての責任が農地法の中で問われて、許可できないとできる
のか、他はどうなっているかさっぱり分からないし、情報も無い、
という懸念だと思ひます。ここをわかりやすくしていかないと。設
置者側からの参考資料にはなっても、農業委員会側からの資料にな
っていないと思ひます。県から、経済産業省サイドはこうなってい
ますというものを示したいなら、もう少し詳しくきちんとお示しす
る必要があると思ひます。この段階だところだという説明が必要で、
皆さんそこが分からないから心配されているんだと思ひます。もう
少し丁寧な資料と説明が必要だと思ひます。

県経営支援課

ご指摘ありがとうございます。こちらの準備不足ということもご
ざいましたので、今後、そこも含めて情報を集めながら皆様に資料
提供、説明をさせていただけたらと思ひます。今回は、十分な説明
でなく申し訳ございませんでした。

小林議長

今日の説明について、分かりやすくまとめていただいて、次回で
も説明いただきたいと思ひます。

<p>県経営支援課 [REDACTED]</p>	<p>関係課にまたがるものですから次回に皆様にご説明できるかどうか自信はございませんが、皆様のご要望にお応えできたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>小林議長</p>	<p>では、わかりやすい資料を作成して次回でも説明して下さい。</p>
<p>伊藤委員 (担い手育成機構)</p>	<p>そんなに難しいことではないので中身は。農地転用の許可申請までに、それぞれこういう手続きが進められるんですよと。そういう流れにしていかないと、農地法が最後の砦になってしまわないように、お願いします。</p>
<p>小林議長</p>	<p>他にご質問、ご意見はございませんか。</p>
<p>上田委員 (県農済組合)</p>	<p>確認します。太陽光の分割申請はどうか、また、農地法の基準を満たしていれば、農業委員会で許可せざるを得ないのか。</p>
<p>県経営支援課 [REDACTED]</p>	<p>分割申請は、最初の申請がどうなっているか、確認が必要です。もう一点の方は、農業委員会は農地法の中での判断でしかできないということで、周辺住民が反対しているということだけをもって不許可にはできないということでもあります。あくまでも、農地法が判断できるのは、周辺農地に影響を与えるものかどうかということしか判断できません。それが農地法の基準を満たせば許可せざるを得ないということになります。</p>
<p>小林議長</p>	<p>他にご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)</p>
<p>小林議長</p>	<p>それでは、これは、決議する内容ではございませんので、本件について終了いたします。 次に、(2) 農地法第3条第5項に基づく下限面積の取り扱いについて、説明願います。 これも県経営支援課 [REDACTED] より説明いただきます。</p>
<p>県経営支援課 [REDACTED]</p>	<p>(別紙資料により説明)</p>
<p>小林議長</p>	<p>県からの説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 (質問・意見なし)</p>
<p>小林議長</p>	<p>それでは、これも、決議する内容ではございませんので、本件について終了いたします。</p>
<p>7 情報提供 小林議長 事務局</p>	<p>次に、(1) 都道府県農業会議会長会議について説明下さい。 (別紙資料により説明)</p>

<p>小林議長</p>	<p>皆さんから質問やご意見をお願いします。 (質問・意見なし)</p>
<p>8 その他 議 長 事務局 (倉益) 9 閉 会 議 長</p>	<p>その他として皆さんから何かございますか。 (次回開催日と総会開催のお知らせ) それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。</p>